

令和5年12月27日

個人艇の保管手続きのご案内

貴協会会員が保有するカヌー艇の保管について、令和5年度より下記のとおり年間保管料を徴収いたします。
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

規格	年間（11か月分）保管料（1か月当たりの保管料）
スプリントシングル艇（1人乗り）	31,460円（1か月：2,860円）
ポロ艇（1人乗り）	15,730円（1か月：1,430円）

※ 保管料については、原則年額を一括で請求します。

1 申込受付期間

令和5（2023）年4月19日（水）から令和6（2024）年2月29日（木）まで

2 申込手続き

- 別紙行政財産目的外使用許可申請書に、必要事項を記入し、三好公園総合体育館内スポーツ課まで提出。
- スポーツ課にて受領後、申請者に許可書及び納付書を送付しますので、記載された納付場所（各金融機関、みよし市役所1階の指定金融機関派出所、サンネット）にて使用料を納めてください。

3 その他

- クラブ指導員につきましては、使用料を減免としますが、指導実績がない場合、許可した日に遡り、使用料を徴収しますので御了承ください。
- カヌー艇の保管が不要な方は、ご自宅へお持ち帰りください。